

埼玉県河川整備計画策定専門会議設置要綱

(設 置)

第1条 河川法第16条の2に基づく河川整備計画の策定に当たり、別表－1に掲げるブロックに関して、専門的な見地からの意見を聴取するため、河川整備計画策定専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門会議は、次の事項を検討する。

- 一 河川整備計画に定める事項の内容に関する事
- 二 河川整備計画に関する住民意見に関する事
- 三 その他、河川整備計画策定の推進に関する事

(構 成)

第3条 専門会議は河川整備に関して学識経験を有する、別表－2に掲げる委員をもって構成する。

- 2 専門会議には、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選による。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第4条 座長は、専門会議を招集し、その議長となる。

- 2 座長は、検討内容により、第3条で定める委員全員を招集する必要があると認めるときは、第3条で定める委員の一部を招集することができる。
- 3 座長は必要に応じて、第3条で定める委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期等)

第5条 専門会議の委員の任期は、就任から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶 務)

第6条 専門会議の庶務は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び総合治水事務所において処理する。

(報酬等)

第7条 専門会議に出席した委員の報酬及び交通費は、別紙「埼玉県河川整備計画策定専門会議に対する報酬等の取扱いについて」に基づき支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は

座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

別表－ 1

ブロック名	ブロック内の主な河川
荒川上流ブロック	荒川、赤平川、横瀬川
荒川中流右岸ブロック	市野川、和田吉野川、小畔川
荒川左岸ブロック	芝川、鴨川、鴻沼川、江川
新河岸川ブロック	新河岸川、柳瀬川、東川、不老川
中川・綾瀬川ブロック	中川、元荒川、大落古利根川、星川、綾瀬川
小山川ブロック	福川、小山川、御陣場川
谷田川ブロック	谷田川

別表－ 2

委員名	役職
田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
関 義則	国土舘大学 非常勤講師
堂本 泰章	(公財) 埼玉県生態系保護協会 専務理事
江村 薫	埼玉昆虫談話会 会長
青木 伯生	埼玉県水産研究所 所長
三島 次郎	桜美林大学 名誉教授
金子 康子	埼玉大学教育学部 名誉教授
稲場 康仁	埼玉県土地改良事業団体連合会 常務理事
松本 泉	埼玉県漁業協同組合連合会 代表理事会長
石橋 整司	東京大学 名誉教授